

特定調達品目及びその判断基準等

1 取組を推進する物品等

下表の各分野について特定調達品目の選定を行い、原則として別に定める「判断の基準等」に適合した物品等（特定調達物品等）の調達を推進する。

分 野	判断の基準等
(1) 紙類	
(2) 文具類	
(3) オフィス家具等	
(4) 画像機器等	
(5) 電子計算機等	
(6) オフィス機器等	
(7) 移動電話等	
(8) 家電製品	
(9) エアコンディショナー等	
(10) 温水器等	
(11) 照明	別に定める「判断の基準等」による。
(12) 自動車等	
(13) 消火器	
(14) 制服・作業服等	
(15) インテリア・寝装寝具	
(16) 作業手袋	
(17) その他繊維製品	
(18) 設備	
(19) 災害備蓄用品	
(20) 公共工事	
(21) 役務	
(22) ごみ袋等	

2 その他の物品等

特定調達品目以外の物品等についても、本調達方針の「3 基本的考え方」に基づき、できる限り環境への負荷の少ない物品等を選定し、調達に努める。

3 用語の定義

ここで用いる用語の定義は、次のとおりとする。

【判断の基準】本調達方針に規定する特定調達物品等であるための基準

【基 準 値 1】判断の基準において同一事項に複数の基準値を設定している場合に、当該事項におけるより高い環境性能の基準値であり、可能な限り調達を推進していく基準として示すもの

【基 準 値 2】判断の基準において同一事項に複数の基準値を設定している場合に、各所属において調達を行う最低限の基準として示すもの

【配 慮 事 項】特定調達物品等であるための要件ではないが、特定調達物品等の調達に当たって、更に配慮することが望ましい事項

注) 現時点では一律の判断基準として定めることができないが、環境負荷低減のための重要な事項であるので、調達を実施する場合の仕様に取り入れるように努める。

4 その他

品目及び判断の基準等は、令和4年2月25日に閣議決定された国の基準と同じ。ただし、国の基準と異なり、市独自に設定している部分を2重下線で表す。